静岡県告示第187号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年静岡県条例第90号)第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和4年3月18日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
エチル=2- $[1-(5-7)$	令和4年3月17日
$2-(3-$ メトキシフェニル $)-2-($ プロピルアミノ $)$ シクロヘキサン $-1-$ オン及びその塩類(通称名 $Methorsup{thm}{thm}{thm}{thm}{shm}{thm}{shm}{thm}{shm}{thm}{shm}{thm}{shm}{shm}{shm}{shm}{shm}{shm}{shm}{s$	令和4年3月17日
$2-\left[\left(4-x\right)++$ シフェニル)メチル $\left[-5-x\right]-1-\left[2-\left(y\right]++$ ビロリジン $-1-1$ ル)エチル $\left[-1+x\right]-1$ Hーベンゾ $\left[-1+x\right]++$ は $\left[-1+x\right]+++$ は $\left[-1+x\right]+++++++++++++++++++++++++++++++++++$	令和4年3月17日
1, 2 - ジフェニル - 2 - (ピロリジン - 1 - イル)エタン - 1 - オン及びその塩類(通称名 α - D 2 P V、A - D 2 P V)	令和4年3月17日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第 15項に規定する指定薬物に指定されたため。